不利益処分の処分基準

処分の内容		社会福祉連携推進認定の取消し
根拠法令及び条項		社会福祉法第１４５条第１項及び第２項
所管部課係名		総合福祉部福祉政策課福祉政策係
処分基準	関係条項	
	基準（未設定の場合はその理由）	未設定 （法令の規定により基準が言い尽くされているため）
	参考事項	
	設定等年月日	令和４年４月１日設定（令和　年　月　日最終変更）